

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』
の実施に係る企画公募について

独立行政法人環境再生保全機構では、エコドライブについて広く普及推進することを目的として、『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』を実施します。

については、本事業を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本事業の請け負いを希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 20 年 1 月 31 日（木）までに企画書等を提出してください。

平成 20 年 1 月 22 日
独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 環境改善課

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』
の実施業務に係る企画募集要領

1. 目的

エコドライブについては関係4省庁を中心としたエコドライブ普及連絡会において取りまとめられた「エコドライブ10のすすめ」の認知促進及び実践推進を中心に、各関係団体において各種普及啓発事業が展開されており、当機構においても様々な普及啓発事業を実施してきたところである。

本事業は、高速道路のサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）において効果的な媒体を用いた情報宣伝活動を行うことにより、直接的に自動車利用者に対し、エコドライブについて興味・関心を喚起し、理解・実践してもらうものである。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は 2,500 万円（税込み）以下を予定しております。

- (1) 各情報宣伝活動に必要な設備等の手配
- (2) 各情報宣伝活動で活用する素材等の製作
- (3) 各 SA、PA における情報宣伝活動
- (4) その他運営に関わる業務 等

3. 問い合わせ先及び説明会の開催日時

(1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部環境改善課 担当：原、小林
所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310
ミューザ川崎セントラルタワー8階
電話：044-520-9567
FAX：044-520-2134

(2) 説明会の開催日時

平成20年1月25日（金）15:00～ 環境再生保全機構第3会議室

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

- 以下の資料を各2部ずつ提出して下さい。
- ①企画書
 - ・A4判で作成し提出すること。
 - ②見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）
 - ③過去の主な類似イベント運営等実績
 - ④会社概要
 - ⑤その他（御社が本事業を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成20年1月31日（木）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日を除く。）
午前10:00～12:00まで
午後 1:00～5:00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部環境改善課 担当：原、小林
所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310
ミューザ川崎セントラルタワー8階
電話：044-520-9567
FAX：044-520-2134

5. 企画書の提出者に要求される資格

- (1) 大気環境（大気汚染・地球温暖化・環境保全の取り組みなど）に関する知識又は実績があり、イベントの設営及び運営に関する能力を有している者
- (2) 次の事項に該当しない者
- ① 当該契約を締結する能力を有しない及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 契約の履行に当たり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者

6. 業者決定方法

- ・ 1次審査（書類審査） 1月31（木）
- ・ 最終審査（プレゼンテーション形式） 2月上旬
- ・ 業者決定 2月上旬

審査結果は個別に連絡します。なお、1次審査を通過した業者は、最終審査の前日までに提出資料を8部追加でご提出ください。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

以上

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』
の実施に係る業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方針により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』の実施に係る業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を組織し、当該事業に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方針で当該事業に適した業者を選定する。

①企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、環境改善課において別添2の選定基準に基づき審査を行なう（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。

②一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。

③別紙様式2の審査項目について、特に優れていると思われる場合は5点、普通であると思われる場合は3点、特に劣っていると思われる場合は1点を付けるものとし、1点から5点までの5段階で点数を付けるものとし、各審査項目の合計点を企画書毎に計算する。

④別紙様式1の審査結果の欄に、選定委員会メンバーの審査結果の点数を平均して記入する。

⑤各企画書の審査が終了した後、企画書の審査結果により選定委員長の決定に基づき請負業者を決定する。

以上

(別添1)

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』
の実施に係る業者選定委員会設置要綱

1. 目的

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』の実施に係る請負業者を適切に選定するため、『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』の実施に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』の実施に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長

副委員長 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長

委員 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長代理

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長代理

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課員

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』の実施に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、選定委員会が、提案業者からのプレゼンテーション審査の結果により、最も優れた企画書を選定し、委員長の決定をもって最終決定とする。

5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(以上)

(別添 2)

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』
の実施に係る業者選定基準

1 情報宣伝活動を行う SA, PA について

- ① 情報宣伝活動を行う SA、PA は日本全国を網羅しているか。
- ② SA、PA の選定にあたっては利用者数や効果等が勘案されているか。また、その具体性があるか。

2 情報宣伝活動媒体について

- ① 自動車利用者に対し、エコドライブについて興味、喚起及び行動を促す内容となっているか。
- ② 印象度が高く、インパクトのある内容となっているか。
- ③ 各 SA、PA ごとに採択された媒体への参加率や接触率は高いか。

3 その他

- ① 経費の妥当性、及び運営体制について問題ないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか。

以上

(別紙様式1)

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

(別紙様式 2)

企画書の審査票

(企画書番号：)

(企画書を提案した業者名：)

審査項目	点数
1 情報宣伝活動を行う SA, PA について ① 情報宣伝活動を行う SA、PA は日本全国を網羅しているか。 コメント _____	
1 情報宣伝活動を行う SA, PA について ② SA、PA の選定にあたっては利用者数や効果等が勘案されているか。また、その具体性があるか。 コメント _____	
2 情報宣伝活動媒体について ① 自動車利用者に対し、エコドライブについて興味、喚起及び行動を促す内容となっているか。 コメント _____	
2 情報宣伝活動媒体について ② 印象度が高く、インパクトのある内容となっているか。 コメント _____	
2 情報宣伝活動媒体について ③ 各 SA、PA ごとに採択された媒体への参加率や接触率は高いか。 コメント _____	
3 その他 ① 経費の妥当性、及び運営体制について問題ないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか。 (特に問題なく、かつ各要素もない場合は 3 点とする) コメント _____	
合計点	

【総合コメント】 _____

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

優れている 5 点、やや優れている 4 点、普通 3 点、やや劣っている 2 点、劣っている 1 点
(普通以外の点を記入する際には、その判断に至った理由をコメント欄に記入すること)

氏名 _____

『サービスエリア、パーキングエリアにおけるエコドライブの普及啓発事業』 実施業務仕様書

1. 目的

エコドライブについては関係4省庁を中心としたエコドライブ普及連絡会において取りまとめられた「エコドライブ10のすすめ」の認知促進及び実践推進を中心に、各関係団体において各種普及啓発事業が展開されており、当機構においても様々な普及啓発事業を実施してきたところである。

本事業は、高速道路のサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）において効果的な媒体を用いた情報宣伝活動を行うことにより、直接的に自動車利用者に対し、エコドライブについて興味・関心を喚起し、理解・実践してもらうものである。

2. 実施概要

- (1) 各情報宣伝活動に必要な設備等の手配
- (2) 各情報宣伝活動で活用する素材等の製作
- (3) 各 SA、PA における情報宣伝活動
- (4) その他運営に関わる業務 等

3. 業務の範囲

- (1) 各 SA、PA の管理会社等関係各所との連絡・協力体制を構築する。
- (2) 日本全国にある SA、PA から、利用者数や効果等を勘案し、情報宣伝活動を行う SA、PA を選定する。
 - ア 可能な限り日本全国広範囲において、情報宣伝活動を行うこと。
- (3) 実施する情報宣伝活動媒体は効果等を勘案し、各 SA、PA において最適なものを探査する。
 - ア 各 SA、PA ごとに、実施可能な媒体から参加率や接触率等を考慮し、利用媒体を選定すること。
 - イ 当機構が所有するパンフレット・リーフレットの用意・配布等は企画に含めないこと。
- (4) 必要な設備等の手配
 - ア 採択した媒体によっては必要な周辺機器等設備を各 SA、PA の管理会社等と調整し、手配すること。
- (5) 情報宣伝活動で使用する素材等の製作（エコドライブ 10 のすすめを中心に、その他のエコドライブに関する情報を含めたものとする。）
 - ア エコドライブについて興味関心を喚起し、実践を促す内容とすること。
 - イ 直接的に自動車利用者に訴求することを考慮し、印象度が高く、かつインパクトのある内容とすること。
- (6) 業務報告書の作成・提出
- (7) その他運営に関わる業務

4. 業務期間

平成 20 年 2 月上旬～平成 20 年 3 月下旬

- ・ 業者決定 2 月上旬
- ・ 素材製作、各 SA、PA 管理会社への納品 2 月上旬～2 月中旬
- ・ 情報宣伝活動実施 2 月中旬～3 月中旬
(情報宣伝活動期間は原則 1 ヶ月間とする。)
- ・ 業務報告書の作成・提出 3 月下旬

5. 実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の目的は全国の自動車利用者に対する普及啓発であることに留意すること。
- (2) 製作した広告素材等の版権は、当機構に属するものとする。
- (3) 提案内容に、映像やその他製作物を含む場合、原則として事業実施後は当機構がその使用権を有することとする。

6. その他

- (1) 仕様書に基づき作成した企画書を、提出期限までに 2 部提出（1 次選考通過業者は最終選考までに 8 部追加提出の必要あり。）すること。
- (2) 請負業者は、見積書の積算内訳を提出すること。
- (3) この基本仕様に無い事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。